

経営者のための法律相談Q&A その36

オレの唐揚げ定食

1 オレの唐揚げ定食（大盛り）

今日はお昼は、外出先で見かけた昔ながらの定食屋さん。

「お姉さん、唐揚げ定食ひとつお願ひ、あ、ご飯は大盛りね。」

「唐揚げ定食、ご飯大盛りですね。」

「はい、お待ちどうさま。」

「お、うまそうだね。では早速いただこうかって、おい、ちょっと待て

い！」

「店の入り口のサンプルだと唐揚げは5個だったのに、唐揚げが4個しかないぞ！ どういうことだ！」（激怒）

「いや、お客様、もも肉の大きさはそれぞれ違うわけですから、必ずしも5個ってことではないんですよ。あれはあくまでもサンプルですから。」

「そんな言い訳は聞きたくないね。」

今日は、ヘルシーに野菜炒め定食にしようと思つてたのに、唐揚げが5個入っているから唐揚げ定食を注文したんだ。それなのに、唐揚げが4個しか入つてなかつたオレのショツ

2 唐揚げ定食売買契約の成立

さて、オレの唐揚げへの熱い想い、法律問題として考えてみましょ

うか。

まず飲食店で料理を注文する行為は契約です。どのような契約かは少し議論がありますが、今日のところは料理（商品）の売買契約というこ

とにしておきましょう。

売買契約は申込と承諾の意思表示によって成立します。商品サンプルの陳列は申込の誘引行為であつて、申込ではないと理解されていますので、お客様が唐揚げ定食を注文（申込）し、お店が了解（承諾）した時点で唐揚げ定食の売買契約が成立するわけです。

他方、定食を頼む際に重要なのはメインが唐揚げなのか野菜炒めなのかであつて、その量（個数）や付け合わせの種類まで確認してから契約するの一般的ではありません。そう考えると、定食の契約というのは、メインの料理だけを選んで、それが以外は店主の裁量に任せることであります。

この点、錯誤によつて契約が無効になるのは、契約の要素に錯誤があつた場合です。残念ながら唐揚げの個数は唐揚げ定食の売買契約において契約の要素とは言えないでしょう。よつて、錯誤無効も難しそうです。

契約の内容をもう少し掘り下げてみましょ。例えば、自動車を購入する際には、車種のみならず、色、グレード、オプションなどを決めて見積を出してもらつて契約しますよね。

3 唐揚げ定食で重要なのは何だ！

では、オレの注文はどのようなものだつたか振り返つてみましょ。信頼関係のもとに成り立つている契約なのでしょうね。

4 唐揚げ5個は契約の内容か？

唐揚げの個数が大切なのがあれば、注文するときに、きちんと唐揚げの個数を確認する必要がありそうですね。（本稿担当 上畠 裕章）

しかし、定食屋さんで、唐揚げの個数、揚げ加減、付け合わせの種類などを打ち合わせしてから見積を出してもらい、それから契約する…そんなお客様などどうですか？ 正直帰つてもらいたいですね。でも、この違いは、どこにあるんでしょうか。

契約は当事者の合理的な意思によつて内容が決まります。自動車のような高額な商品では詳細まで契約内容を確認して契約するのが一般的、すなわち当事者の合理的な意思なのです。

よつて、唐揚げの個数がサンプルと1個違うからと言つて契約違反（債務不履行）とは言えないのです。でも、オレは唐揚げが5個だと思つていたんだから、錯誤にあたるのではないか。